

事業評価書（事後）

平成19年8月

評価対象（事業名）	若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化	
主管部局・課室	職業安定局若年者雇用対策室	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められている労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
個別目標	7	学校段階から職業意識の形成を図ること
個別目標	8	新規学卒者の円滑な就職を図ること
個別目標	9	フリーターや若年失業者の常用雇用化を図ること

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成15年度）
<p>(1) 現状分析</p> <p>平成15年3月卒業の高卒者については、求人が大幅に減少（平成14年度21万6千人、対前年同期比10.1%減）する中で、3月末現在の就職率が90.0%となり、多くの未就職卒業者が出ている（約1万8千人）。</p> <p>また、平成15年3月卒業の中卒者についても、求人が大幅に減少（平成14年度4千人、対前年同期比18.5%減）する中で、3月末現在の就職率が64.3%となっている。</p> <p>この結果、早々に就職を諦め、安易にフリーターを選択する生徒が相当数いると見込まれているほか、新規高卒就職者の約7割、新規中卒就職者の約5割が就職後3年以内に離職している等、中高生の雇用・就業状況は、極めて厳しい。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> フリーター数 92年101万人 00年193万人 ※ 平成15年6月10日に「若者自立・挑戦戦略会議」において策定された「若者自立・挑戦プラン」より抜粋 <p>(2) 問題点</p> <p>企業側の要因として、求人数の減少やパート・アルバイト化及び高度化の二極分化による需給のミスマッチ拡大、若年者側の要因として、職業意識の不十分さによる就職に至らない者や早期離職者の増加などが考えられる。</p> <p>(3) 問題分析</p> <p>若年者の就職環境が厳しいことの背景には、在学中の職業意識及び基礎的素養や実務能力を向上させる機会が十分でないこと等により、若年者の職業意識が不十分であるために、適職を選択できないことや、就職しても早期に離職してしまうということがありと考えられる。</p> <p>(4) 事業の必要性</p> <p>新規高卒者の求人の確保に努めるとともに、学校と連携して、在学中の早い段階から生徒の職業意識を支援し、個別のきめ細かな就職支援、その後の職場定着指導までを一貫して実施することにより、就職の促進及び早期離職の防止を図り、新規高卒者等の職業的自立を促進する必要がある。</p>

事後評価実施時（現在）における現状・問題分析						
平成19年3月卒業の高卒者については、3月末現在の就職率が96.7%と平成9年3月と同水準にまで改善した。						
現状・問題分析に関連する指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	新規高卒者の就職率（単位：%）	95.1	95.9	97.2	98.1	96.7
（調査名・資料出所、備考） 資料出所：職業安定局調べによる 備考：・各年度の就職率は卒業年の6月末現在の実績である ・平成18年度は卒業年の3月末現在の就職内定率である						

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

<p>在学中の早い段階からの職場見学等による職業理解の促進から、就職後の職場定着までの各段階を通じて、マンツーマンによる一貫した支援を行う若年者ジョブサポーターを全国の公共職業安定所に配置し、中学・高校卒業者の円滑、的確な就職を実現する。（若年者ジョブサポーターの主な業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早い段階からの職業意識の形成支援 ・ 就職希望者の把握 ・ 学校訪問等による就職希望者に対する個別の就職相談 ・ 企業訪問等による求人開拓 ・ 未内定者や未就職卒業者に対するきめ細かな就職支援 ・ 企業訪問等による学卒就職者の定着支援等

(3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
	1,328	1,810	1,667	1,643	1,491

※H20年欄は、予算概算要求額。

3. 事前評価実施時における目標・達成時期

事業の目標	
高卒者の就職率（3月末）が前年度より上回ること。 未内定者数（3月末）を前年度より下回ること。	
政策効果が発現する時期	実施以後随時、効果の発現が見込まれる。
目標達成時期	—

4. 評価指標

アウトカム指標						
1	新規高卒者の就職率（単位：%）	95.1	95.9	97.2	98.1	96.7
（調査名・資料出所、備考） 資料出所：職業安定局調べによる 備考：・各年度の就職率は卒業年の6月末現在の実績である ・平成18年度は卒業年の3月末現在の就職内定率である						
アウトプット指標						
1	ジョブサポーターによる相談件数（単位：件）	42,805	65,398	161,611	321,038	426,516
（調査名・資料出所、備考） 資料出所：都道府県労働局からの報告による。 備考：ジョブサポーターの配置期間						

- ・平成14年度は2月～3月のみ
 - ・平成15年度は4月～5月及び2月～3月のみ
- ※ 事前評価実施時に設定した評価指標「ジョブサポーターによる求人開拓件数」を事後評価実施時に使用しない理由について
事前評価書作成（平成15年）後、中学・高校卒業者については、新卒者の求人が増加に転じた状況に鑑み、ジョブサポーターの業務としては、求人を開拓することよりも、生徒に対する十分な相談等を通じて、マッチングを図ることに重点を置くこととした経緯から、求人開拓件数ではなく、新規高卒者の就職率及びジョブサポーターによる相談件数を評価指標としているものである。

5. 事前評価の概要

必要性の評価	新規高卒者等について、早い段階からの職業意識の形成から、個別の就職支援、就職後の定着指導までを一貫して行うことにより、新規高卒者等の就職を促進することは、若年者雇用情勢の改善を図ることになり、ひいては社会経済の安定と発展に資するものである。したがって、新規高卒者等の就職環境が厳しい状況が続く中、これらの取組を早急に実施することが必要である。
有効性の評価	平成14年度補正予算で、配置されたジョブサポーターによる未内定者に対するきめ細かな就職支援により、平成15年3月卒業の高校生及び大学生については前年同期を上回る就職率が達成されており、今後もジョブサポーターの活用により、新規高卒者等の就職率が改善等が見込まれるものであって有効なものである。
効率性の評価	在学中の早い段階から職業意識の形成支援を行い、その後の個別の就職支援、就職後の職場定着支援まで一貫してきめ細かに行うためには、学校と緊密な連携の下、マンツーマンの支援を継続的に実施することが必要であり、そのような対応が可能である専門の相談員を必要最低限の人数について、ハローワークに配置するものであって効率的である。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）	①投入→②活動→③結果→④成果 <ul style="list-style-type: none"> ・①ジョブサポーターの配置→②ジョブサポーターによる若年者に対する早い段階からの職業意識の形成支援及び個別就職支援→③対象者の職業意識の向上、若年者が適切な職業を選択→④就職の促進、職場定着率の向上、フリーター数の減少 ・①ジョブサポーターの配置→②ジョブサポーターによる求人開拓→③新規高卒者等を対象とする求人が増加し、若年者が適切な職業を選択→④就職の促進、職場定着率の向上、フリーター数の減少 ・①ジョブサポーターの配置→②ジョブサポーターによる職場定着指導→③企業側・若年者側双方の問題点の解決→④職場定着率の向上、フリーター数の減少
有効性の評価	ジョブサポーターに対する学校の信頼も厚く、生徒に対するマンツーマンによる相談件数も着実に増加した結果、就職率（平成19年3月末時点）は、事業開始の平成14年3月末時点から7ポイント改善することとなったことは、若年者雇用情勢の改善を図るために有効であったと考えられる。
事後評価において特に留意が必要な事項	なし。

(2) 効率性の評価

効率性の評価	若年者ジョブサポーターの配置人数については、平成14、15年度の一定期間配置から、平成16年度に通年配置としたことにより、若年者ジョブサポーターによる相談
--------	---

(整理番号4)

件数は大幅に増加しているが、若年者ジョブサポーター1人1月あたりの相談件数もアップしており、効果的な事業実施を図ることができたと考えられる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし。

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003にジョブサポーターを活用した一対一の個別総合的な職業相談・紹介体制の整備が盛り込まれた。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし。

④会計検査院による指摘

なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「若者自立・挑戦プラン」において、「就職未内定生徒、未就職卒業者等が、ジョブサポーターにより就職活動から職場定着まで一貫したマンツーマンのきめ細やかな就職支援を受けられる体制を整備する」とされた。(平成15年6月10日若者自立・挑戦戦略会議)

また、「若者自立・挑戦プラン」の実効性・効率性を高めるために策定された「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」(平成16年12月24日第7回若者自立・挑戦戦略会議)において、「若年者ジョブサポーター数を拡充し、受入企業の開拓、職場体験活動の企画、実施スケジュール等に関する企業と学校との連絡調整機能等の充実を図る。」とされた。